

申立書

年 月 日

会津美里町長

所有者 住所

氏名

このたび、私が【新築・取得】しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にあります。自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示	所在地	会津美里町												
	家屋番号													
2. 入居予定年月日	年 月 日													
3. 現在の家屋の処分方法														
3に係る提出書類														
<table border="1"><thead><tr><th>現在の家屋の処分方法</th><th>必要書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア 売却する場合</td><td>売買契約書等売却を証する書類</td></tr><tr><td>イ 賃貸する場合</td><td>賃貸借契約書等賃貸借を証する書類</td></tr><tr><td>ウ 社宅等自己所有でない場合</td><td>社宅証明書・使用許可書等自己の所有でないことを証する書類</td></tr><tr><td>エ 親族等が住む場合</td><td>当該親族の申立書等申請者が居住用として使用しないことを証する書類</td></tr><tr><td>オ 未定の場合</td><td>入居が登記の後になることを説明する書類</td></tr></tbody></table>			現在の家屋の処分方法	必要書類	ア 売却する場合	売買契約書等売却を証する書類	イ 賃貸する場合	賃貸借契約書等賃貸借を証する書類	ウ 社宅等自己所有でない場合	社宅証明書・使用許可書等自己の所有でないことを証する書類	エ 親族等が住む場合	当該親族の申立書等申請者が居住用として使用しないことを証する書類	オ 未定の場合	入居が登記の後になることを説明する書類
現在の家屋の処分方法	必要書類													
ア 売却する場合	売買契約書等売却を証する書類													
イ 賃貸する場合	賃貸借契約書等賃貸借を証する書類													
ウ 社宅等自己所有でない場合	社宅証明書・使用許可書等自己の所有でないことを証する書類													
エ 親族等が住む場合	当該親族の申立書等申請者が居住用として使用しないことを証する書類													
オ 未定の場合	入居が登記の後になることを説明する書類													
4. 入居が登記の後になる理由														

なお、証明書の交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。